

定款

社会福祉法人コスモス健幸会

目 次

第1章 総則	1
第1条 目的	1
第2条 名称	1
第3条 経営の原則	1
第4条 事務所の所在地	1
第2章 評議員	1
第5条 評議員の定数	1
第6条 評議員の選任及び解任	1
第7条 評議員の任期	1
第8条 評議員の報酬等	2
第3章 評議員会	2
第9条 構成	2
第10条 権限	2
第11条 開催	2
第12条 招集	2
第13条 決議	2
第14条 議事録	3
第4章 役員及び職員	3
第15条 役員の定数	3
第16条 役員の任期	3
第17条 役員の選任等	3
第18条 役員の解任	3
第19条 役員の報酬等	3
第20条 理事会	4
第21条 監事による監査	4
第22条 職員	4
第5章 顧問	4
第23条 顧問	4
第6章 資産及び会計	5
第24条 資産の区分	5
第25条 基本財産の処分	5
第26条 資産の管理	6
第27条 特別会計	6
第28条 事業計画及び収支予算	6
第29条 事業報告及び決算	6
第30条 会計年度	6
第31条 会計処理の基準	6
第32条 臨機の措置	7
第7章 公益を目的とする事業	7
第33条 種別	7
第8章 解散及び合併	7
第34条 解散	7
第35条 残余財産の帰属	7
第36条 合併	7
第9章 定款の変更	7
第37条 定款の変更	7
第10章 公告の方法その他	7
第38条 公告の方法	7

第39条 施行細則.....	7
附 則.....	8

定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (ア) 保育所の経営
- (イ) 小規模保育事業の経営
- (ウ) 一時預かり事業の経営
- (エ) 認定こども園の経営
- (オ) 病児保育事業(体調不良児対応型)の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人コスモス健幸会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福岡県福岡市中央区白金一丁目2番21号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 評議員の定数は7名以上とする。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会にて行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は3名以上で構成し、うち1名は外部委員であることとする。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関

する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対しては、無報酬とするが、評議員会入札等への出席について、費用弁償として1日当たり20,000円を限度として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条

- (1) 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に

定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 3 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち2名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

（役員の任期）

- 第16条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員を選任等）

- 第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員解任）

- 第18条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員報酬等）

- 第19条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。常勤の役員については、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。理事会入札等出席の場合は費用弁償として1日当たり20,000円を限度として支給できる。また、遠方へ出張の場合は交通費を支給できる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

- 第20条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
 - 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
 - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 - 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなさない。理事会における議決は対面(テレビ会議等によることを含む)により行うこととする。
 - 7 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って決定し、可否同数の時は、議長の決すところによる。
 - 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。
 - 9 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く)は、理事会の決議があったものとみなす。
 - 10 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 11 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(監事による監査)

- 第21条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び福岡県知事に報告するものとする。
 - 3 監事は、理事会に出席して、必要があると認められるときは意見を述べるものとする。

(職員)

- 第22条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
 - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 顧問

(顧問)

- 第23条 この法人には顧問若干名を置く。
- 2 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答え又は意見を具申する。
 - 3 顧問は理事長が委嘱する。
 - 4 任期については、役員の任期に準ずる。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第24条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 現金 1,000,000 円
 - (2) 福岡県福岡市南区寺塚一丁目 21 番地 7 所在の木造ルーフィング・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 寺塚コスモス保育園園舎 1 棟 (968.04 平方メートル)
 - (3) 福岡県福岡市東区香椎照葉二丁目 24 番地 159 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建てアイランドシティコスモス保育園園舎 1 棟 (1001.66 平方メートル)
 - (4) 福岡県糟屋郡新宮町杜の宮三丁目 1592 番 1038 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根平家建 新宮杜の宮コスモス保育園園舎 1 棟 (748.37 平方メートル)
 - (5) 福岡県福岡市中央区笹丘三丁目 6 番地 4 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 笹丘コスモス保育園園舎 1 棟 (807.37 平方メートル)
 - (6) 福岡県糟屋郡新宮町下府六丁目 1070 番地 4 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 新宮下府コスモス保育園園舎 1 棟 (793.31 平方メートル)
 - (7) 福岡県福岡市西区西都二丁目 222 番地所在の木造ルーフィング・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 伊都コスモス保育園園舎 1 棟 (751.19 平方メートル)
 - (8) 福岡県筑紫郡那珂川町道善一丁目 45 番地所在の木造ルーフィング・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 那珂川道善コスモス保育園園舎 1 棟 (1,098.22 平方メートル)
 - (9) 福岡県福岡市東区香椎照葉二丁目 2 番地 10 所在の木造ルーフィング・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 第 2 アイランドシティコスモス保育園園舎 1 棟 (651.47 平方メートル)
 - (10) 東京都杉並区成田東四丁目 54 番地 24 所在の木造ルーフィングぶき 2 階建 杉並コスモス保育園園舎 1 棟 (384.43 平方メートル)
 - (11) 福岡県福岡市早良区有田七丁目 420 番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 有住コスモス保育園園舎 1 棟 (516.72 平方メートル)
 - (12) 福岡県福岡市南区塩原二丁目 92 番地所在の鉄骨造陸屋根 3 階建 大橋コスモス保育園園舎 1 棟 (458.47 平方メートル)
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第25条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、評議員会及び理事総数の3分の2以上の同意を得て、福岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福岡県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する

契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合。（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

- 第26条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（特別会計）

- 第27条 この法人は、特別会計を設けることができる。

（事業計画及び収支予算）

- 第28条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

- 第29条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後3か月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計画書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

- 第30条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

- 第31条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第32条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第33条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 企業主導型保育事業
- (2) 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散及び合併

(解散)

第34条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第36条 合併しようとするときは、評議員会の決議を得て、理事総数の3分の2以上の同意を得て、福岡県知事の認可を受けなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第37条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、理事総数の3分の2以上の同意を得て、福岡県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、社会福祉法人コスモス健幸会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第39条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	小川	明久
理事	濱崎	保之
〃	武内	愛
〃	瓦林	達比古
〃	風川	清
〃	太黒	勇一郎
〃	小橋	和彦
監事	脇山	章平
〃	富田	誠